

原議保存期間10年  
(平成36年3月31日まで)

警察庁丙情解発第12号  
平成25年5月16日  
警察庁情報通信局長

各地方機関の長 殿  
各都道府県警察の長  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
各附属機関の長

#### サイバーフォースの設置について(通達)

近年、我が国の政府機関等のウェブサイトが改ざんされるほか、閲覧が困難となるなどの被害が相次いで発生しており、サイバーテロの脅威が正に現実のものとなっている。また、情報の窃取を企図する標的型メール攻撃が政府機関、先端技術を扱う事業者等に対して続発し、その手口も年々巧妙化しており、情報通信技術を悪用した諜報活動であるサイバーインテリジェンスの脅威も深刻なものとなっている。

このような状況を踏まえ、このたび、警察庁情報通信局、各管区警察局情報通信部、各警察情報通信部及び各府県(方面)情報通信部が行っている平素の活動や事案発生時の対処等の技術的対策を実施するための体制を明確化し、警備部門その他の関係部門との連携の下、サイバー攻撃(本通達において、サイバーテロ及びサイバーインテリジェンスをいう。)に係る対策の一層の推進を図ることとしたものである。

各位にあっては、別添の「サイバーフォース設置要綱」に基づき、体制を確立し、諸対策を積極的に推進されたい。

## サイバーフォース設置要綱

### 第1 目的

この要綱は、設置、任務、活動その他のサイバーフォースの運営に必要な事項を定め、もってその適正な運営を図ることを目的とする。

### 第2 設置

警察庁情報通信局、各管区警察局情報通信部、各警察情報通信部及び各府県（方面）情報通信部の情報技術解析課に、サイバーフォースを置く。

### 第3 長及び要員

#### 1 長の指定

- (1) 警察庁情報通信局に設置するサイバーフォース（以下「サイバーフォースセンター」という。）の長は、サイバーテロ対策技術室長をもって充てる。
- (2) 各管区警察局情報通信部及び各警察情報通信部に設置するサイバーフォース（以下「管区等サイバーフォース」という。）の長は、当該部の情報技術解析課長をもって充てる。
- (3) 各府県（方面）情報通信部に設置するサイバーフォース（以下「府県（方面）サイバーフォース」という。）の長は、当該部の情報技術解析課長をもって充てる。

#### 2 要員の指名

- (1) サイバーフォースセンターの要員は、サイバーテロ対策技術室の職員のほか、警察庁情報通信局情報技術解析課長が指名する者をもって充てる。
- (2) 管区等サイバーフォースの要員は、現業管理官のほか、原則として支援分析係の職員の中から管区等サイバーフォースの長が指名する者をもって充てる。ただし、東京都警察情報通信部においては、課長補佐のほか、技術支援係の職員の中から当該部のサイバーフォースの長が指名する者をもって充てる。
- (3) 府県（方面）サイバーフォースの要員は、課長補佐のほか、原則として技術支援係の職員の中から府県（方面）サイバーフォースの長が指名する者をもって充てる。

### 第4 任務

サイバーフォースは、サイバー攻撃対策に関し、次に掲げる業務を遂行する

ことを任務とする。

- 1 犯罪捜査及び実態解明に係る技術的支援に関すること。
- 2 被害の未然防止に係る技術的支援に関すること。
- 3 被害の拡大防止のための緊急対処に係る技術的支援に関すること。
- 4 技術情報の調査・収集・分析に関すること。

## 第5 運用

- 1 地方機関に対する指示又は指導及び調整
  - (1) サイバーフォースセンターは、管区等サイバーフォースに対する指示又は指導及び調整を行う。ただし、サイバーフォースセンターの長が緊急性、重要性等の観点から必要であると判断したときは、府県（方面）サイバーフォースに対し、直接指示等を行うことができる。
  - (2) 管区等サイバーフォースは、管轄する府県（方面）サイバーフォースに対する指示又は指導及び調整を行う。
- 2 地方機関からの報告、連絡
  - (1) 府県（方面）サイバーフォースは、管轄の管区等サイバーフォースに対して所要の報告、連絡を行うものとする。特に、府県（方面）サイバーフォースの長が緊急性、重要性等の観点から必要であると判断したときは、並行してサイバーフォースセンターに対して報告、連絡を行うものとする。
  - (2) 管区等サイバーフォースは、サイバーフォースセンターに対して所要の報告、連絡を行うものとする。
- 3 警備部門その他の関係部門との緊密な連携

サイバーフォースは、「総合的なサイバー攻撃対策の強化について」（平成25年5月16日付け警察庁丙備企発第67号、丙人発第188号、丙情対発第11号、丙情解発第11号）の趣旨を達成するため、警備部門その他の関係部門との緊密な連携に努めるものとする。

## 第6 細目

サイバーフォースの編成、運用その他業務の遂行に関し必要な事項は、警察庁情報通信局情報技術解析課長が定める。